

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》1995.4 No.22

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご
相談ください。



阪神大震災の現場

司法書士 丹羽正夫事務所

去る三月五日、神戸市灘区におけるボランティア法律相談にかけた。大阪からJR神戸線で尼崎、西ノ宮を経て住吉まで行き、そこから先は不通になっていたため、三〇分ぐらい歩き六甲道駅に着いた。駅ビル周辺の木造建物は、ほとんど倒壊し、駅ビルをはじめとする多くのビルも、形はとどめているものの、傾いたり、柱、壁面に大きな亀裂が走り、使えものにならない。数カ所の建物の入口付近では、ジュースの空き瓶に供えられた野の花が、寒空の下で震えているようであった。

相談会場は、避難所となっている成徳小学校のグラウンド。当日の相談者は、約二〇名。以下相談事例。建物全壊し借地借家権が認められても、一〇坪の借地しかなく生活困難なため借地権を譲渡したい、活断層の真上の借地に家を建てるのは怖い、一〇坪の借地の一割が再開発で取用される、再築建物の家賃が大幅に上がると借りれない。自宅も貸家も倒壊した家主も深刻。震災の一週間前に建築費を支払い建物の引渡しを受けたが全壊した、など。